

# 令和6年度 福島県流域下水汚泥処理計画書

## 1 目的・主旨

- (1) 下水汚泥処理は1日24時間、365日のサービスであり、1日たりとも停滞は許されな  
いため、増加する汚泥を確実に、**安定して処理**することが必要である。
- (2) 国の施策として、肥料化を中心とした汚泥の**有効利用**を図っていく必要がある。
- (3) 汚泥の安定的な処理のため、不測の事態に備えた**リスク管理**が必要である。
- (4) 持続可能な下水道事業のため、汚泥処理にかかる費用を抑える必要がある。

## 2 基本方針

- (1) 汚泥処理にかかる費用を抑えることを最優先とする。
- (2) 国の施策や地域内循環として、県内でのコンポスト化を優先するが、県内での全量コンポ  
スト化ができない場合は、県外での有効利用（コンポスト化・セメント原料）を図る。
- (3) 災害等により下水処理場が機能停止になった場合や民間再資源化施設が受け入れ不可  
能となった場合等、不測の事態が生じた場合のリスク管理として、県内外での中間処理・  
最終処分も必要となる。

## 3 処分先の優先順位

上記、基本方針に基づき、処分先の優先順位は以下のとおりとする。

- (1) 県内の民間再資源化施設（コンポスト化施設）
- (2) 県外の民間再資源化施設（コンポスト化施設、セメント工場等）
- (3) 県内外の中間処理施設及び最終処分場（リスク対応）

## 4 県中浄化センターの放射能対策について

原発事故の影響により、県中浄化センターにおいては今なお下水汚泥から100Bq/kg超の放射能  
が検出され続けていることから、放射能濃度により一時的に汚泥を貯留し、受け入れ可能な処分  
先へ搬出するため、平成30年度から仮設汚泥貯留施設を運用している。

（以下は基本的な運用条件）

- 100Bq/kg未未満など：セメント工場（各社独自の受入条件）
- 200Bq/kg以下：コンポスト化施設（農林水産省消費・安全局長通知）
- 200Bq/kg超：中間処理施設及び最終処分場

## 5 リスクの分散方法

- (1) 流域下水道4処理場及び白河・西郷**全体で複数の**再資源化施設・処分場を確保し、リスク  
軽減を図る。
- (2) 上記の不測の事態に対し、迅速に搬出ができるよう**一定量の契約**で焼却・埋立等の処分場  
を確保する。

## 6 調達（契約）方法

- (1) サウンディング型市場調査について

契約に先立ち、民間事業者の新規参入意向や汚泥処理に対する意見等を調査する  
ため、サウンディング型市場調査を実施する。

- (2) 処理場毎の契約について

原発事故から12年以上が経過し、各流域処理場では、現在、脱水汚泥の放射能濃度が  
低下し、事故前の状況に戻りつつあることから、透明性・公平性・競争性を確保する観点  
から、複数者による見積合わせを基本とする。

ただし、放射能濃度等の要件を満たす者が1者のみの場合は、単独随意契約も止むを得  
ないものとする。

令和6年度の各処理場の契約方法については、以下のとおりとする。

- ① 県北浄化センター

県北浄化センターは地元の反対により汚泥を場内に貯留することができないため、曜日や日中・夜間別に複数者と契約している。

放射能濃度が十分低下し価格が安定していることから、複数年契約を検討していたが、燃料・物価高による輸送費等の高騰が考えられ、運搬・処分料金への影響が予想できないことから当面の間は単年度契約とする。

#### ② 県中浄化センター

県中浄化センター仮設汚泥貯留槽（100t）により1日程度汚泥を場内に貯留することができる一方で、現在でも汚泥から高濃度の放射性物質が検出されていることから、放射能濃度別に搬出口を設定し複数者と契約している。

放射能濃度低下による汚泥処分単価の影響を考慮し、単年度契約としている。

#### ③ あだたら清流センター、大滝根水環境センター

汚泥量が少なく、県内の再資源化施設で処理が可能である事から、複数者による見積合わせにより契約先1者を決定する。

放射能濃度が十分低下し価格が安定していることから、複数年（3カ年）契約としている。

#### ④ 白河都市環境センター（白河市・西郷村）

県内の再資源化施設の受け入れ可能性が逼迫しており処理が不可能である事から、県外の再資源化施設に複数者による見積合わせにより契約先1者を決定する。

放射能濃度が十分低下し価格が安定していることから、複数年（3カ年）契約としている。

#### (3) 新たに汚泥の受け入れを希望する再資源施設・処分場への対応について

汚泥処理の透明性・公平性・競争性を確保する観点から、新規業者参入は必要であるが、実績の無い業者の参入による不適正処分等、汚泥の安定的処理上のリスクもあることから、新規参入については、以下の基準を設ける。

① サウンディング型市場調査にて、新規参入の意思表示をしていること。

② 過去5年間において、福島県又は他の自治体と1年以上の下水汚泥処理契約の実績があること。

③ 処分予定量は、処理能力を超えないこと。

④ 必要に応じて現地調査などを行い、汚泥が適切に処理されていることが確認できること。

## 7 今後の取組

(1) 放射性物質に汚染された汚泥処理を確実にするため、放射能濃度測定を適宜・適切に実施する。

(2) 長期的・安定的な汚泥処理の在り方については、経済性・安定性、加えて県北浄化センターは地元の状況も踏まえて、全量搬出（民間施設活用方式）を継続する。

なお、県中浄化センターにおいては仮設汚泥貯留施設の更新時期を見据えて、将来の汚泥処理の在り方を引き続き検討していく。

ただし、現在行っている全量搬出（民間施設活用方式）と比較し、将来、変更した際の汚泥処理費用が同程度以下（安価）にはならなくてはならない。